

## 遂にOBの技術漏洩にも損害賠償 新日鐵住金 vs ポスコ訴訟の一始終

経済ジャーナリスト  
八雲 豊彦



新日鐵住金は元社員への損害賠償請求に踏み切った（新日鐵住金）

### 個人に甘い風土に「けじめ」

新日鐵住金が韓国の大手、ポスコを訴えるなどした一連の産業スパイ訴訟が終わった。提訴から5年。技術漏洩に関わつ

た元社員らが、最大1億円を超える解決金を新日鐵住金に支払うことで和解した。

日本を代表する巨大企業が、独自情報を持ち出した個人を許さないという姿勢を明確にしたこと、経界全体での産業スパイの再発防止効果が期待される。だが一方で、機密情報に触れた場合は、大袈裟に言えば、退職しても墓場まで持つて行かなければならないことを意味する。

両社の訴訟は、2012年4月に旧新日鐵が研究、開発した「方向性電磁鋼板」の製造技術を、ポスコが「不正に得た」として、東京地裁に起こした約1100億円の損害賠償を求めたことがきっかけだった。

同時に、元社員が不正に流出させたとして、不正競争防止法（営業秘密の不正取得）に基づいて提訴したのに続き、今回の訴訟で和解金を求められた10人前後に對し訴訟を起

こしていた。

問題となつた方向性電磁鋼板は、電気を各家庭に送るための変圧器に使われる特殊部材で、新日鐵住金がシェア約3割を占め、製造技術をライセンス供与した企業のシェアになる

と4割に上つた。電磁鋼板に関しては、研究、開発に10年以上かけたことから、特許を取つて技術内容を公開するより、徹底的に隠すため、社員でも簡単に近づけないよう、技術情報報を厳重に管理していた。ところが、

ポスコが元研究員に対し「永遠に口を塞げ」と社内に指示したこと、元社員が新日鐵住金にも相談したこと、などが、提訴するきつかけとなつた。

法人としてのポスコへの訴訟は、2015年9月末にポスコから300億円の支払いを受けて和解し、新日鐵住金の実質勝訴で終わつた。問題の電磁鋼板の製造販売に関するライセンス料を、ポスコが今後、相手側に支払うことなどを合意事項に含まれた。

しかし、この技術が中国にも流出。産業技術の国外流出は、国家戦略にも影響することから、韓国の捜査当局が産業スパイの可能性を探つていたところ、ポスコの元研究員が、中国

の鉄鋼メーカーに方向性電磁鋼板の技術を売り渡していたことが判明した。元研究員は韓国で逮捕、起訴され、2008年に有罪判決を受けたが、その検査過程で、元々の技術を新日鐵住金から不正に入手していたことが明るみになつた。

ポスコが元研究員に対しての訴訟は、2015年9月末にポスコから300億円の支払いを受けて和解し、新日鐵住金の実質勝訴で終わつた。問題の電磁鋼板の製造販売に関するライセンス料を、ポスコが今後、相手側に支払うことなどを合意事項に含まれた。

産業スパイを防ぐ改正不正競争防止法が2015年7月に成立したが、この訴訟がきつかけだった。改正法は、秘密を盗んで利用した企業への罰金



Posco本社

日本も遅ればせながら、産業技術情報の不正な国外流出による国家的損失に気づき、厳罰化したことになる。

新日鐵住金としては、ポスコから300億円もの和解金を勝ち取ったことで、節目として自社の元社員への責任追及を早期和解する方策も検討。しかし、この電磁鋼板を巡る機密には、多くの元社員が関わり、流失は組織的で、幹部も関与していたこともあり、放置することはできなかった。

今回の訴訟で和解金を求められた元社員らも、それぞれの分野で適正に受注を受け、現地指導したり、ポスコに合わせた生産工程の設計図の変更など、業務を続けたりするうちに、不正に手を貸したと見られる。

ポスコの窓口は都内に設置していた研究所で、韓国本社からの要請に応じて、研究員が今回の被告方に接觸、技術情報を漏洩ルートを作り上げた。会社犯罪では、組織を罰しても個人には及ばない日本の風土は世界的な基準にもそぐわず、はじめをつけておく置く必要があつたと見られる。今回の和解内容については明らかにならないが、関係者によると、新日鐵住金の上場関連会社役員らも関わり、退職者の設立した鉄鋼関連設備企業や設計会社が入り、技術情報が流出していたという。

これまで、世界市場では新興勢力だったポスコは、旧新日鐵時代から退職者を通じて、特許切れの技術をベースにした、生産工程などの技術情報を入手していた。元社員らによるコンサルタント会社が仲介して、適正な技術料が新日鐵住金に支払われるシステムで、技術移転では、仲介料が数十億円に上ることもあり、放置することはできなかった。

新日鐵住金の元社員らに鉄鋼技術セミナーの講師を依頼して、多額の報酬を払うなどして、他、ポスコの計らいで、韓国の大学客員教授の博士を得た元社員もいた。

漏洩を隠蔽するための共同研究にまごきつけ、特許侵害を疑われた時に反論するため、実用不能な電磁鋼板の特許も取得。

しかし、訴訟では特許は組織的な技術盗用を裏づける証拠とされた。元社員やその会社の監視も甘くなるのかもしない。

の上限を、従来の個人1000万円、法人3億円から、それぞれ3000万円、10億円に引き上げ、秘密の不正取得・使用で得た収益の没収も可能にした他、産業スパイ行為の未遂にも新たに刑事罰を科した。

例えば、情報流出を狙つてコンピューター・ウイルスつきメールを送つただけでも、罪に問えるようになった。

新日鐵住金は世界的なガリバー企業で、秘書、専用車つきで式典に出るだけで、多額の報酬を得る元役員を多く抱えている。役員を10年も続ければ、資質に関係なく銀座などで漏洩を隠蔽するための共同研究にてもてる。元社員らはその道のプロフェッショナルではあつたが、本社では役員に届かず退職していた。業務よりも権謀術数で、社内の出世競争を駆け上がつた幹部が占める役員会では、元社員やその会社の監視も甘くなるのかもしない。

今回の厳しい個人責任追及は、不正な技術盗用が国際的に広がり、中国にまで渡つたことに恐れをなした新日鐵住金が、世間向けに判断を下し、幕を閉じさせたとも言える。

ガバナンスの厳格化というより、そういった会社のプロパー社員に実質的な業務を任せ、左うちわで暮らせる。この過程で盗用の片棒を担いでしまったようだ。

元の会社で得た技術、研究成果、人脈をフル活用し、新日鐵住金の技術の仲介販売を、退職後の生活の糧にしていた元社員ら。

一度、この技術移転の仕組みに入ってしまった、実質的には退職後、設立した会社のプロパー社員に実質的な業務を任せ、左うちわで暮らせる。